

副葬品について

●棺に納める副葬品は最小限とするようお願いいたします。

副葬品の影響により、ご遺骨や火葬炉設備の損傷、不完全燃焼による公害物質の発生、火葬時間の遅延等が起こることを防止するため、火葬の妨げになる副葬品や類似するものは棺に納めないようご協力をお願いいたします。

●火葬の妨げになる副葬品を例示します。

融解し、収骨に支障をきたすもの

- ・金属製品…貴金属、携帯電話等の電子機器、腕時計など
- ・ガラス製品…ビン、メガネなど

ご遺骨や火葬炉設備の損傷の原因となるもの

- ・カーボン製品…杖、釣り竿、ゴルフクラブなど
- ・爆発物、破裂物…スプレー缶、ライター、電池、缶飲料、缶詰など
- ・難燃性物質…保冷剤、ドライアイス、生花吸水フォームなど
- ・その他…ゴルフや野球などのボール類

公害物質（CO₂・ダイオキシン類・煙・煤塵・臭気等）の発生源となるもの

- ・ビニール製品…バッグ、くつ、玩具など
- ・化学合成繊維製品…衣類、寝具など
- ・発泡スチロール製品
- ・その他…CD、DVD など

可燃物であっても燃焼の妨げになるもの

- ・果物や飲料…まるごとのスイカ、メロン、かぼちゃなど、ジュースやお酒類など
- ・書籍や多量の紙類…辞書、アルバムなど厚みのある書籍類、千羽鶴など
- ・大型繊維製品…毛布、ふとん、ぬいぐるみなど
- ・その他…毛皮製品、多量の衣類など

その他

- ・不燃物…陶磁器類など
- ・ペースメーカー等の機器をご遺体に装着している場合は、必ず火葬前に業務員にお知らせください。

東松島市火葬場

〒981-0505 宮城県東松島市大塩字引沢 17 番地 1
電話 0225-82-6959 (FAX 兼)